

別表第 1 宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 1 2 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料） ②サービス料（① × 10 %）
	追加料金	③飲食料およびその他の利用料金 ④サービス料（③ × 10 %）
	税金	⑤消費税 ⑥宿泊税 ⑦入湯税

備考：税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
一般	14 名まで	100%	80%	20%	-	-

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日					
		3 日前	6 日前	14 日前	20 日前	30 日前	60 日前
団体	全部取消	100%	100%	80%	50%	50%	25%
	一部取消	100%	80%	50%	20%	10%	10%

注 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

注 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。

注 3. 団体客の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 31 日前における宿泊人数の 20%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。